

## 派出所助役による乗務員詰め所の 抜き打ち監視はヤメロ！！

大阪第一車両所の庁舎が改新され約2年ほど経過し、同時に乗務員詰め所もそこに移転しました。

以前の詰め所とは大幅に異なり、窓もなく外からは見えない部屋の環境に長椅子が7脚、パイプ椅子2脚、机が1つテレビ1台、奥にガラス張りの喫煙ルームという配置です。

検修当直横に大二運輸所の助役が派出所として日勤時間帯常駐し、運転士の点呼を行っていますが、その常駐助役がしばしば抜き打ちで、「労働時間外」で詰め所にいる運転士を監視しにきて、時には運転士の所有物である新聞や雑誌を勝手にごみ箱に捨てる行為もありました。

また最近、朝、「労働時間外の休憩中」に詰め所長椅子で横になってテレビを見ていた運転士に対して突然某派出所助役が入室してきて「寝るな！」と言って出ていきました。

当該運転士は朝の時間帯で他に1人しか詰め所にはおらず、誰にも迷惑がかかる状態ではありませんでした。

いつも運転士同士周りに気を遣いながら休憩していることは当然のことです。

当該運転士は「労働外時間の休憩中」に「寝るな！」と言われたことに納得がいかず、某派出所助役に問いただしたところ「会社施設だ！」と施設管理権を盾に言いました。

そもそも施設管理権とは

- 施設設備工作物の修繕等設備や管理に関する諸権限
- 施設の維持管理に関する諸権限
- 施設の治安を保持するための諸権限
- ・施設管理権原者が入場立ち入りを拒否した者に対して施設外へ撤退を命じること
- ・施設管理権原者が施設管理上著しい危険と認めた行為を制限すること
- ・施設管理権原者が施設の治安維持上必要と認めた範囲での物品の持ち込み制限
- ・施設の円滑な運営の妨げとなる諸行為の制限

以上から「労働外時間の休憩中」に外部から見えないことのない、他1人しかいない詰め所の長椅子に横になりテレビを見ることに対して言う行為・権限では全くないことが明らかです！

某派出所助役は今回、運転士が長椅子で横になった事象を上にも報告しています。

このことは労務管理と自分のポイント稼ぎしか考えていないといえるでしょう！？

